

監査報告書

令和元年 5月 24日

学校法人 吉田学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 吉田学園

監事 太田三光
監事 久保俊英

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人吉田学園寄附行為第7条第2項の規定に基づき、学校法人吉田学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査した。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人吉田学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、若しくは、法令又は寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上